

日本文化の秋 2025 事業承認申請のためのガイドライン

承認のための要件

1. 申請対象となる事業は、2025年の秋に、ジュネーブ及びその周辺地域にて開催されるものとします。
2. 申請対象となる事業は、芸術、科学・教育、スポーツ、青少年交流プログラムなど、広く日本文化の理解、及び日本とスイスの交流を促進することを目的とするものとします。
3. 事業は非営利で公共の利益を実現するための目的を有するものとします。営利を目的とした事業または公益性が乏しい事業、政治団体、宗教団体及びそれらに類した特定の主義主張を持つ団体が行う事業、公序良俗に反する事業は、事業承認の対象となりません。また、料金徴収型事業については、その適切性につき個別に判断されます。
4. 申請対象となる事業は、明確なプログラムを有し、かつ実行可能なものとします。主催者は、財源確保を含め事業開催の一切の責任を負うこととします。主催者は、トラブルが発生した場合、その責任の下で解決することとします。

承認された事業の利点

1. 承認された事業は、在ジュネーブ領事事務所ホームページ、日本文化の秋の SNS 及びフライヤーに掲載され、広報されます。
2. 事業内容を変更する場合には速やかに日本文化の秋調整委員会に通知してください。また、上記要件に違反した場合には承認取り消しの措置となります。

s

申請方法

1. 申請書類

- (1) 事業承認申請フォーム兼誓約書
 - (2) 予算表（料金徴収型事業の場合）
 - (3) 申請団体の組織・活動、個人からの申請の場合は申請者の略歴や活動が分かる資料
- ※その他、場合に応じて追加的資料（過去の事業のパンフレットや実施報告等）を求められることがあります。

2. 提出期限

- 第1回締切り：2025年6月20日（金）
第2回締切り：2025年7月18日（金）

3. 書類提出先

申請書類原本はメールにて送付して下さい。
メール宛先：mois.japon.geneve@br.mofa.go.jp